

# イギリスにおける法科大学院の全国的動向と入学者 —専門職性と多様性の観点から—

種村 文孝

## Abstract

This paper aims to analyze the characteristics of law schools in the United Kingdom, the circumstances surrounding their students and to clarify what challenges law schools face as a training process for highly qualified professionals. In the training of legal professionals in the UK, there is a need to develop advanced knowledge, skills, and attitudes and improve the qualification process to ensure learner diversity and accessibility. Therefore, we will examine the actual situation of law schools in the UK concerning cultivating professionalism and ensuring diversity of students and learners, taking into account trends in enrollment and other factors.

キーワード……法曹養成 専門職教育 法科大学院

## 1 はじめに

本研究の目的は、イギリス<sup>1)</sup>の法科大学院の全国的動向と入学者を取り巻く状況について分析し、高度専門職の養成課程として法科大学院がいかなる課題を有しているのかを明らかにすることにある。イギリスの法曹養成においては、高度な知識、技能、態度の育成が求められるとともに、資格取得プロセスとしては学習者の多様性の確保、アクセスのしやすさなどの改善も求められている。そこで、専門職性の涵養と入学者及び学習者の多様性の確保に対して、イギリスの法科大学院が実際にどのような状況に置かれているのかを入学者の動向なども踏まえて検討する。

近年のイギリスの法曹養成制度改革において、大学及び法科大学院におけるアカデミック教育と法曹団体における職業的教育の架橋が試みられてきた。1971年のオームロッド報告以降、「アカデミック段階」(Academic Stage)、「職業的段階」(Vocational Stage)および「継続教育」という法曹養成の3段階への整備が目指され、バリスター<sup>2)</sup>とソリシター<sup>3)</sup>の各職能団体が認証を行った法科大学院での養成が位置づけられてきた。しかし、イギリスの法科大学院も、日本と同様にその養成プロセスは岐路に立たされている。バリスター養成コースの Bar Practice Training Course (BPTC) は、2020年度以降にコースを多様化する形で Bar Training Course(BTC)へと変わり、ソリシター養成においては2021年からソリシター資格試験(SQE)を導入して、法科大学院に設けてきたソリシター養成コースの Legal Practice Course(LPC)を廃止するなどの

方針転換が行われている。この背景の一つは、法曹資格取得までに時間と費用がかかり、資格取得のハードルの高さが法曹になる者を制限し、特定の階層にとどまらせてしまっているという問題である。そこで本稿では、イギリスにおいて法科大学院がどのような特徴をもち、どのように整備され、そこで学ぶ入学者はいかなる特徴があるのか、法科大学院修了後の進路などにどのような課題があるかを明らかにし、日本の法科大学院のあり方に示唆を得ることをめざす。

これまでイギリスの法科大学院の設置機関に注目して特徴を検討してきた研究<sup>4)</sup>や法曹資格取得者の多様性の確保という観点から検討した研究<sup>5)</sup>などがなされている。日本の法曹養成においては、志願者数や入学者数の推移、適性人口に関する議論が積極的に行われてきたが、イギリスの法科大学院における入学者や修了生の動向を踏まえて、イギリスの法科大学院の特徴と直面している課題を十分に検討したものは見当たらない。そこで本研究では、イギリスにおける法科大学院の動向と入学者を取り巻く状況について、BPTC から BTC への転換というバリスター養成の変化、LPC の廃止と SQE の導入という 2020 年度前後の動向をふまえつつ、専門職性と多様性をめぐる現状と課題について検討する。

## 2 イギリスの法科大学院の特徴と全国的動向

### 2-1 イギリスの法科大学院の特徴

法科大学院は、法曹養成に特化したプロフェッショナル・スクールであり、各国によってその制度的特徴は異なる。アメリカの大学には法学部はなく、学部においてリベラルアーツ教育を修了した後に、ロースクールで3年間法学教育を受けて、修了者にはジュリス・ドクター(J.D.)という学位を得て、各州の司法試験の受験資格を得るのが一般的である<sup>6)</sup>。日本の法科大学院は、設置審査を経て文部科学大臣に認可される形で大学制度の枠内につくられ、法学部の卒業生以外を対象とする未修者コース(3年間)と法学部卒業生を対象とする既修者コース(2年間)があり、修了者には法務博士(専門職)の学位が与えられ、司法試験の受験資格を得ることができるというものである。イギリスでは、バリスター及びソリシターの各法曹養成コースの提供を法曹団体に正式に認可された高等教育機関が法科大学院に該当し、コースの修了には学位の授与は必須とされておらず、大学以外の機関が法科大学院として認可されているという点が、日本やアメリカとは制度的に大きく異なる<sup>7)</sup>。1971年のオームロッド報告による法曹養成改革以降、大学が「アカデミック段階」(Academic Stage)、法科大学院が「職業的段階」(Vocational Stage)、法曹団体が「継続教育」を担うという形で整備され、大学と法曹団体による連携が強化されてきた。バリスター養成においては、職業的段階に Bar Vocational Course (BVC) が設けられ、2011年から2019年まで BPTC という名称に変更して運用され、2020年以降は BTC へとコースが変わっている。ソリシター養成においては、職業的段階に LPC が設けられ、2021年にソリシター資格試験の SQE へと枠組みが変更されるまで、実践的な教育が行われて

きた。法学部の学位を取得するか、法学部以外の学部を卒業後に 1 年間の法転換コースで学んで法学ディプロマ(Graduate Diploma in Law; GDL)を取得し、その後に職業的段階として法科大学院で学び、修了後に司法修習を経て正式に法曹としての資格取得に至る流れである。

イギリスにおける法科大学院の一覧を表 1 に示す。これらのバリスター養成コース(BPTC/BTC)とソリシター養成コース(LPC)を担う法科大学院を設けたのは、①法曹団体による教育機関、②旧大学、③新大学(旧ポリテクニク)、④営利機関に分類される<sup>8)</sup>。

①法曹団体による教育機関としては、バリスター団体の法曹院(Inns of Court School of Law)とソリシター団体の法学学校(College of Law<sup>9)</sup>)が主に該当する。1980 年代までイギリスには法科大学院はこの 2 校しか存在しなかった。バリスターとソリシターのそれぞれの法曹団体による教育機関が、修習前の法曹養成コースを担当しており長い歴史を有している。この 2 校だけで、法曹需要の急拡大に対応することが難しくなったため、大学による法科大学院の設置を認可するようになっていった。

②旧大学のほとんどは、法科大学院を新設しなかった。ケンブリッジやオックスフォードなどの旧大学の多くは、法学部を有し、バリスターもソリシターも数多く輩出しているが法学部卒業後の法曹養成コースは提供していない。卓越した研究大学で組織されたラッセル・グループに属する大学では、カーディフ大学のカーディフ法科大学院(Cardiff Law School)のみが唯一バリスター養成の BPTC を提供してきた。なお、カーディフ法科大学院は、LPC、GDL、以外に、「法学修士」(Master of Laws: LL.M.)、「法学博士」(Ph.D. in Law)も提供し、法曹養成及び法学研究者養成を担うウェールズで最大の総合的な法科大学院である<sup>10)</sup>。イングランドの旧大学では、シェフィールド大学のみが法科大学院を設置し、LPC コースを提供してきた。イングランドの旧大学が法科大学院を設置しなかった理由としては、法曹を志望する学生はバリスター団体及びソリシター団体による教育機関で学んで資格取得をすることがすでにエリートコースとして確立しており、旧大学が新たに法科大学院を設ける必要性があまりなかった点、法科大学院の教員は実務家教員のみで原則構成されているため研究者教員にとって魅力に欠けていた点、法曹実務のための事前研修のコースであり修士や博士などの学位を授与するコースではなく旧大学が提供すべきものとみなされなかった点が指摘されている<sup>11)</sup>。

③法科大学院の新設が最も多かったのは、新大学<sup>12)</sup>(旧ポリテクニク)であった。新大学は、ポリテクニクの時代から法学部を有しているところが多く、以前から職業志向の法学教育を行っていた<sup>13)</sup>ため、旧大学よりも法科大学院と親和性が高かったのではないかと指摘されている<sup>14)</sup>。特にソリシター養成は、様々な地域で新大学による教育がなされた。

表 1. イギリスの法科大学院一覧

法科大学院名	設置団体の分類	場所	BPTC/ BTC	LPC	備考
The City Law School	法曹院	ロンドン	○	○	
The Inns of Court College of Advocacy	法曹院	ロンドン	○		2020年度のBTCから運用を開始。
The University of Law	法学校	ロンドン	○	○	
		バーミンガム	○	○	
		ブリストル	○	○	
		チェスター		○	
		ギルフォード		○	
		リーズ	○	○	
		リバプール	○	○	
		マンチェスター	○	○	
		ノッティンガム	○	○	
		香港		○	
University of Sheffield	イングランドの旧大学	シェフィールド		○	
Aberystwyth University	ウェールズの旧大学	アベリストウイス		○	
Cardiff Law School	ウェールズの旧大学	カーディフ	○	○	
Swansea University	ウェールズの旧大学	スウォンジー		○	
Anglia Ruskin University	新大学	ケンブリッジ		○	
Birmingham City University	新大学	バーミンガム		○	
Bournemouth University	新大学	ボーンマス		○	
De Montfort University	新大学	レスター		○	
Leeds Beckett University	新大学	リーズ		○	
Liverpool John Moores University	新大学	リバプール		○	
London Metropolitan University	新大学	ロンドン		○	
Manchester Metropolitan University	新大学	マンチェスター	○	○	
Northumbria University Newcastle	新大学	ノーザンブリア	○	○	
Nottingham Law School	新大学	ノッティンガム	○	○	
Staffordshire University	新大学	ストック・オン・トレント		○	
University of Central Lancashire	新大学	プレストン		○	
University of Derby	新大学	ダービー		○	2014年度までに募集停止。
University of Hertfordshire	新大学	ハットフィールド		○	
University of Huddersfield	新大学	ハダースフィールド		○	
University of Lincoln	新大学	リンカーン		○	2014年度までに募集停止。
University of South Wales	新大学	カーディフ		○	
University of Sunderland	新大学	サンダーランド		○	
University of the West of England, Bristol	新大学	ブリストル	○	○	
University of West London	新大学	ロンドン		○	
University of Westminster	新大学	ロンドン		○	
University of Wolverhampton	新大学	ウルヴァーハンプト		○	
York St John University	新大学	ヨーク		○	
BPP Law School	営利機関	ロンドン	○	○	
		バーミンガム	○	○	
		ブリストル	○	○	
		リーズ	○	○	
		マンチェスター	○	○	
		ケンブリッジ		○	
Kaplan Law School	営利機関	ロンドン	○	○	2014年度にBPTCの募集を停止。 2016年度にLPCの募集も停止。

(出所) 筆者作成

④営利機関が法科大学院を設立していることもイギリスにおける大きな特徴である。教育産業を営む持株会社 BPP は、BPP 法科大学院を 1992 年に創設し、BPTC と LPC を提供し、多くの学生を受け入れてきた。当初は学位の授与は行っておらず、法曹養成のコースを提供してきたが、そこから発展して 2007 年には大学としての学位授与権も認められるようになった。パリスター養成、ソリシター養成を複数の地域で担い、大きな役割を果たしてきた。

イギリスの法科大学院は、大学と法曹団体の連携による法曹養成を目指しながらも、特徴としては法曹団体の影響が大きく、担ってきた機関も法曹団体による教育機関、新大学、営利機関などが中心であった。法学研究を中心的に担ってきたイングランドの旧大学は法科大学院をほとんど新設しなかった。それは、BPTC や LPC の認証をパリスター団体、ソリシター団体がを行い、カリキュラムなどにも大きな影響を与えてきたためであり、教育も実務家教員が主に担当する実務的な内容が中心であったためである。これらの特徴からは、学問と実務の往還において学問的な教育の価値が軽視されるという傾向をもたらすものであることが伺えた。

## 2-2 法科大学院におけるパリスター養成 -BPTC から BTC へ

法科大学院におけるパリスター養成として、2019 年度までの BPTC 一覧を表 2 に示す。

表 2. 法科大学院における BPTC 一覧 (2019 年度まで)

法科大学院名	設置団体の分類	場所	入学者数 (2018年)	入学者数 (2019年)	学費 (2017年)	備考
The City Law School	旧法曹院	ロンドン	402	385	£18,000	
The University of Law	旧法学校	ロンドン	128	145	£19,040	
		バーミンガム	52	67	£15,480	
		リーズ	46	47	£15,480	
University of the West of England Bristol	新大学	ブリストル	96	101	£13,950	
Manchester Metropolitan University	新大学	マンチェスター	70	48	£14,480	
Nottingham Law School	新大学	ノッティンガム	45	79	£14,100	
Northumbria	新大学	ニューキャッスル	114	109	£12,500	
BPP Law School	営利機関	ロンドン	292	257	£19,070	
		バーミンガム	44	56	£15,680	
		ブリストル	49	46	£15,680	
		リーズ	55	56	£15,680	
		マンチェスター	65	70	£15,680	
Kaplan Law School	営利機関	ロンドン	-	-	-	2014年度に学生募集を停止。
Cardiff Law School	ウェールズの旧大学	カーディフ	132	91	£14,340	

(出所) 筆者作成

2020 年度以降の BTC 一覧については、表 3 に示す。

表 3. 法科大学院における BTC 一覧（2020 年度以降）

法科大学院名	設置団体の分類	場所	入学者数 (2021年)	学費 (2022年)	備考
The City Law School	法曹院	ロンドン	412	£16,340	
The Inns of Court College of Advocacy	法曹院	ロンドン	120	£13,990	Part1(オンライン):£1,895 Part2(フルタイム):£12,095
The University of Law	法学校	ロンドン	325	£14,000	
		バーミンガム	104	£12,700	
		ブリストル	21	£12,700	
		リーズ	64	£12,700	
		リバプール	18	£12,700	
		マンチェスター	61	£12,700	
ノッティンガム	14	£12,700			
Cardiff Law School	ウェールズの 旧大学	カーディフ	79	£18,700	
University of the West of England Bristol	新大学	ブリストル	114	£13,500	
Manchester Metropolitan University	新大学	マンチェスター	26	£12,870	
Nottingham Law School	新大学	ノッティンガム	50	£12,200	
Northumbria University Newcastle	新大学	ニューキャッスル	61	£12,300	
BPP Law School	営利機関	ロンドン	438	£15,151	
		バーミンガム	82	£14,121	
		ブリストル	20	£14,121	
		リーズ	35	£14,121	
		マンチェスター	128	£14,121	

(出所) 筆者作成

2019 年度までの BPTC と 2020 年度以降の BTC の提供機関に大きな差はないが、2020 年度から新たに The Inns of Court College of Advocacy が BTC を提供するようになった。バリスター養成機関である法曹院が新設したコースであり、The City Law School とあわせてバリスター養成の新たなエリートコースとなっている。

バリスター養成の実際の入学者数に注目すると、ロンドンで学ぶ学生が圧倒的に多い。これはバリスターの事務所やバリスター団体の養成機関がロンドンに集中しているためである。ソリシター団体の養成機関である The University of Law は、1999 年からバリスター養成の BPTC（2010 年までは BVC）、BTC を提供し、卒業生も多く輩出している。2021 年度では、営利機関の BPP Law School の入学生が全体の 32.4%、The University of Law の入学生が全体の 27.9% を占めており、この 2 校で約 60% のバリスター養成を担っている。

学費は総じて高い。2019 年度までの BPTC で 1 年間 £12,500～£19,040 であり、日本円で約 2,288,000 円～3,486,000 円である。2022 年度の BTC で 1 年間 £12,200～£18,700 であり、日本円で 2,233,000 円～3,423,000 円である。年間 200 万円以上の学費を払える学生でなければ、バリスターになることは難しい。法科大学院に設けられている BTC や LPC では学位の取得がない

コースと、さらに費用が高くなるが法学修士号の学位（LLM）を取得できるコースを設けているところも多い。The Inns of Court College of Advocacy 以外の法科大学院では法学修士号の学位が取得可能であり、これらのコースで学ぶ場合には奨学金を得られる。そのため、奨学金を得ながら修士号の学位を取得できる BTC のコースで学ぶ学生も多い。

バリスター養成の BTC は、ロンドンに集中しており、学費の高さや都市部での生活費の高さが学生の生活を圧迫するという課題がある。高額な奨学金を借りるなどして、BTC で学んでバリスターの資格取得をめざすことになる。この学費の高さや経済的負担は、バリスターの資格取得を目指す者の多様性を阻害する要因になりうると思われる。

### 2-3 法科大学院におけるソリシター養成 -LPC から SQE へ

法科大学院に設けられた LPC の一覧は、表 4 の通りである。

定員数でみると、The University of Law が 4,750 人と圧倒的に多く、全体の半数近くを占めている。ソリシターの養成機関としての長い歴史をもち、ロンドンをはじめとする複数の都市で、数多くのソリシターを輩出する期間として中心的な役割を担ってきた。営利機関が設立した BPP Law School も定員が 2,915 人と多い。この 2 校で LPC の定員の約 80%を満たしている。多くの新大学が法科大学院を設置したが、1 校あたりの定員は 100 名前後であり全体に占める割合はそこまで高いわけではなかった。

学費はバリスター養成の BPTC や BTC と同じく高い。2023 年の LPC の学費は、£10,500～£19,500 であり、日本円だと約 1,922,000 円～約 3,569,000 円である。新大学の学費が低く、ソリシターの養成機関や営利機関のコースの学費が高い傾向にある。ソリシターの資格取得を目指す者にとっても高い学費は大きな負担である。法学修士（LLM）を取得することができる LPC コースもあり、それらは奨学金の援助を受けられるため、そのようなコースを選択する学生も多い。また、優秀な学生は、LPC 修了後のソリシター事務所での修習契約を事前に締結し、ソリシター事務所から LPC の学費を肩代わりしてもらおうということをしている。ソリシター事務所にとっても優秀な学生を雇える可能性が高まるため、学費の支援を行なっているところもある。

2021 年度以降は、ソリシター資格試験 SQE が導入され、LPC は今後廃止されていくために、すでにコースの提供をやめた法科大学院もみられる。新しく導入された SQE1 の受験料は£1,798 であり約 329,000 円、SQE の受験料は£2,766 で 506,000 円と LPC に比べると抑えられたものになっている。SQE のための試験対策のコースを法科大学院に設けるところもでてきているが、まだ少ない。ソリシターの資格審査にかかる費用の減少が、ソリシターの受験生の属性や多様化にどのように影響するのかは引き続き注視する必要があるだろう。

表 4. 法科大学院における LPC 一覧

法科大学院名	設置団体の分類	場所	フルタイムの定員 (2014年)	学費 (2023年)	備考
The City Law School	法曹院	ロンドン	176	£11,500	
The University of Law	法学校	ロンドン	4750	£19,500	
		バーミンガム		£15,350	
		ブリストル		£15,350	
		チェスター		£14,300	
		ギルフォード		£15,350	
		リーズ		£14,300	
		リバプール		£14,300	
		マンチェスター		£14,300	
		ノッティンガム		£14,300	
		香港		HK\$195,000	
University of Sheffield	イングランドの旧大学	シェフィールド	180	£14,300	
Aberystwyth University	ウェールズの旧大学	アベリストウイス	60	-	2020年度までで募集停止。
Cardiff Law School	ウェールズの旧大学	カーディフ	200	£16,200	
Swansea University	ウェールズの旧大学	スウォンジー	100	£13,300	
Anglia Ruskin University	新大学	ケンブリッジ	70	-	2020年度までで募集停止。
Birmingham City University	新大学	バーミンガム	120	-	2020年度までで募集停止。
Bournemouth University	新大学	ボーンマス	66	-	2020年度までで募集停止。
De Montfort University	新大学	レスター	80	-	2020年度までで募集停止。
Leeds Beckett University	新大学	リーズ	75	£12,000	
Liverpool John Moores University	新大学	リバプール	72	£11,790	
London Metropolitan University	新大学	ロンドン	99	£11,500	
Manchester Metropolitan University	新大学	マンチェスター	168	£11,500	
Northumbria University Newcastle	新大学	ノーザンブリア	160	£12,950	
Nottingham Law School	新大学	ノッティンガム	160	£12,200	
Staffordshire University	新大学	ストーク・オン・トレント	125	£10,900	
University of Central Lancashire	新大学	プレストン	60	£10,500	
University of Derby	新大学	ダービー	-	-	2014年度までで募集停止。
University of Hertfordshire	新大学	ハットフィールド	80	£12,900	
University of Huddersfield	新大学	ハダースフィールド	80	-	2020年度までで募集停止。
University of Lincoln	新大学	リンカーン	-	-	2014年度までで募集停止。
University of South Wales	新大学	カーディフ	不明	£12,050	
University of Sunderland	新大学	サンダーランド	不明	£10,500	
University of the West of England, Bristol	新大学	ブリストル	340	£12,750	
University of West London	新大学	ロンドン	60	£12,300	
University of Westminster	新大学	ロンドン	120	£12,500	
University of Wolverhampton	新大学	ウルヴァーハンプトン	60	£11,550	
York St John University	新大学	ヨーク	不明	£13,000	
BPP Law School	営利機関	ロンドン	2915	£19,300	
		バーミンガム		£15,200	
		ブリストル		£15,200	
		リーズ		£14,200	
		マンチェスター		£14,200	
		ケンブリッジ		£15,200	
Kaplan Law School	営利機関	ロンドン	-	-	2014年度にBPTCの募集を停止。2016年度にLPCの募集も停止。

(出所) 筆者作成<sup>15)</sup>



### 3 バリスター養成コースの入学者と修了者の動向

#### 3-1 入学者の動向

バリスター養成コースの BPTC の入学者の動向について、バリスター団体の The Bar Standard Board(BSB)の報告書<sup>16)</sup>をもとに検討する。バリスター養成コースの BPTC の志願者は毎年 3,000 人程度で推移しており、入学者数は毎年 1,400 人から 1,700 人程度で推移してきた。志願者数も入学者数もほぼ横ばいの状態であった。2020 年に BTC が開始されてから、入学者数はやや増加している。2018 年度に BPTC に入学した学生は 1,753 人であり、これは 2011 年に BPTC が始まって以来、過去最高であった。2018 年度の入学者のうち、1,591 人がフルタイム、162 人がパートタイムであり、ほとんどがフルタイムの学生である。2020 年に BTC へと制度変更後は、2020 年度の入学者が 1,333 人、2021 年度の入学者が 2,172 人（1,988 人がフルタイム、184 人がパートタイム）へと増加した。

UK/EU 籍の学生数は 928 人、海外の学生数は 824 人と、UK/EU 籍以外の学生も多い。BPTC が開始された 2011 年度には、海外の入学者が約 33%を占めていたのに対し、その比率は約 47%まで高まっていた。2020 年度と 2021 年度の BTC では、海外の入学者比率が 44%であった。応募者数も入学者数も一定の人数を保っており、その中でも海外の入学者が占める割合がやや高まってきたといえる。

入学者の属性に注目すると、BPTC の女性比率は、2011 年度の 52%から 2018 年度の 57%へと増加している。BTC になってからも、2020 年度と 2021 年度的女性比率は 52%であり、男性よりも女性比率の方が高い傾向が続いていた。エスニシティに関して、EU/EU 籍の学生のうち、黒人・アジア系・少数民族（BAME）の割合は 2018 年度は 40%であった。この割合は 2011 年度の BPTC 導入以降、約 10%高まっており、白人以外の学生比率も低いとはいえない。2020 年度と 2021 年度の BTC では、BAME の割合が 57%と一層高くなっている。法曹の多様化、資格取得へのアクセスしやすさなどが問題視されるが、BPTC から BTC へと変化する中でも、性別、エスニシティともに多様な背景の学生が入学する割合が高まってきている。2018 年度に BPTC に入学した UK/EU 籍の学生の約 14%、海外在住の学生の 5%が障がい者である旨を申告していた。2020 年度と 2021 年度の BTC の入学者の 10%が障がい者であることを申告している。イギリスの障がい者の割合から考えると、高い割合とはいえないが、障がい者の入学や学習に対する合理的な配慮を行っている。

入学者の学位に関しては、2018 年度の BPTC に入学した UK/EU 籍の学生の約 30%が First Class Honours (1st)<sup>17)</sup>を取得しており、54%が Second Class Honours, Upper Division (2:1)の学位を取得、11%が Second Class Honours, Lower Division (2:2)の学位を取得、約 5%がその他の学位分類を取得していた。BPTC に入学した UK/EU 籍の学生のうち 1st を取得した者の割合は、2011 年度から約 10%増加し、2:2 を取得した者の割合は約 5%減少している。つまり、大学においてより優秀な成績を修めた学生が BPTC に入学するようになっている。2018 年度に BPTC に入学

した海外の学生は、約 11%が 1st を取得しており、この割合も 2011 年度の 2%から増加している。2:2 の学位を持つ海外の学生の割合は、2011 年度の約 50%から 2018 年度には約 25%にまで減少した。2020 年度に BTC に変わってからもその傾向は変わらない。2020 年度の入学者の 27.5%が 1st を取得、53.4%が 2:1 を取得、19.0%が 2:2 を取得している。受験者数などの倍率からは大きな変化はないが、BPTC、BTC の入学にはより優れた学位が求められるようになっていくという点において、競争は激化傾向にあるといえよう。

### 3-2 修了者の動向

BPTC の修了者の動向について、BSB の報告書<sup>18)</sup>をもとに検討する。BPTC を修了する者は、毎年 1,000 人から 1,300 人程度であり、修了率は約 80%である。2020 年 1 月の時点で、UK/EU 籍の 2017 年度入学者の約 80%、2018 年度の入学者の約 70%が修了している。海外の学生は修了率がやや下がり、2018 年度の入学者の約 60%が 2020 年 1 月時点で修了しているが、残りのほとんどは未修了であった。2017 年度の入学生については、約 80%が修了、約 10%が未修了、約 9%が不合格であった。2020 年度の BTC でも傾向は特に変わっていない。日本の法科大学院では留年する者の割合が高く、未修者コースの 1 年目で約 30~60%、未修者コースの 2 年目及び既修者コースの 1 年目で約 20~30%となっている<sup>19)</sup>のに対して、イギリスではストレートで修了する割合が日本の既修者コースと同等かやや高いといえる。これは法科大学院入学前に、法学部の学位か法転換コースでのディプロマの取得によって、法学に関する基本的な学習を終えているためである。

BPTC 修了後に弁護士事務所との修習契約を締結する必要があるイギリスでは、司法修習を開始できたのは、UK/EU 籍の BPTC 修了生<sup>20)</sup>で約 43%にとどまる。日本では司法試験の合格率<sup>21)</sup>が、全体で 46%、法科大学院ルートで 38%であることを踏まえると、法科大学院修了後に司法試験に合格して司法修習を開始できる者の割合に限られるという点で、イギリスも同様の状況であるといえる。つまり、法科大学院を修了しても、イギリスのバリスターでは日本と同様に約半数以上の学生が、司法修習を開始することができないのである。

イギリスにおいて修習契約を締結できるか否かは、BPTC の成績と大学の学位によって大きな差が生じる。BPTC の修了生のうち、総合成績が「秀 (Outstanding)」であった者は、修習契約を締結する割合が最も高かった。このような UK/EU 籍の修了生で 1st の学位を持つ者は 85%、2:1 の学位を持つ者は 79%が司法修習を開始していた。BPTC の総合成績が「優 (Very Competent)」であった UK/EU 籍の修了生の場合、1st を持つ修了生の 50%、2:1 を持つ修了生の 40%、2:2 を持つ修了生の 22%が修習を開始していた。一方、UK/EU 籍の卒業生で、BPTC の総合成績が「良 (Competent)」であった者のうち、修習契約を締結できた者の割合は、はるかに低く、どの学位でも 12%以下であった。このように学位と BPTC の成績によって、修習契約を締結できる可能性は大きく異なっていた。法科大学院で良い成績を修めることは、その後の修習契約の締結

に影響を与えているといえる。

修了生の属性に注目すると、2014 年度から 2018 年度に入学した UK/EU 籍の BPTC 修了生の 55%が女性、45%が男性であった。このうち修習契約を締結した者の割合は、53%が女性、47%が男性となっており、男性の方がやや修習契約を締結しやすい傾向が伺えた。学位と BPTC の成績をコントロールした場合、2014 年度から 2018 年度に入学した BAME 背景の UK/EU の BPTC 修了生は、白人の卒業生よりも修習を開始している可能性が低かった。例えば、UK/EU 籍の BPTC 修了生で、学位が 2:2、BPTC の総合成績が「優 (Very Competent)」の場合、白人の約 45%が修習契約を締結しているのに対し、同じ学位で同じ BPTC の成績の BAME 出身者では約 25%と、20%もの差があった。障害の有無においては、修習契約を締結する者の割合に大きな差はみられなかった。

BPTC の入学段階や卒業段階で性別やエスニシティに関しての大きな差はなかったとしても、修習契約を締結する弁護士事務所がこれらの属性をもつ修了生との契約締結を避ける傾向があったといえよう。BTC に変更してからの修了生の修習契約に関するこれらの属性に関する統計はまだ公開されておらず、継続して実態や変化を確認する必要があるだろう。

## 4 ソリシター養成コースの入学者と修了者の動向

### 4-1 入学者の動向

LPC 全体の入学者の動向について、Law Central Applications Board が発行している報告書<sup>22)</sup>をもとに検討する。LPC 全体の応募者は毎年 13,000 人から 15,000 人程度であり、年度によって多少の増減はあるものの長期的には横ばい傾向である。入学者は 6,400 人から 7,300 人程度であり、入学者も横ばい傾向である。LPC 全体の定員は 10,000 人程度なので、定員を満たしていない法科大学院も存在する。2021 年度では LPC の定員 11,021 人に対し、応募者が 12,962 人、入学者は 6,415 人であった。ソリシターの数は年々増加傾向にあるが、ソリシターの資格審査をめざして LPC に応募する学生の数と入学生数は安定している。日本では法科大学院の応募者数に減少傾向がみられるが、イギリスではそのような変化は生じていない。

入学者の属性に注目すると、応募者、入学者ともに男性よりも女性が多い。2021 年度の実務者、入学者ともに女性が 66%であった。この傾向は毎年変わっていない。年齢別では、応募者、入学者ともに 35 歳以下が大半である。2021 年度では、25 歳以下の入学者が 5,153 人で 83%、26 歳から 35 歳の入学者が 828 人で 13%であった。36 歳から 45 歳は 2%、46 歳以上も 2%と少数であった。LPC で時間と費用をかけてソリシターになろうとする者は、若い層に限定される。多様な年齢の幅、多様な経験を積んだ者が法曹資格を取得できるということは、多様性の確保という点で一つの課題ではある。

入学者のエスニシティに関しては、2021 年度の実務者の 43%が白人であり、21%がアジア系、8%が黒人の順に多かった。2021 年度の実務者は 45%が白人、19%がアジア系、8%が黒人であ

った。応募者の白人比率よりも、入学者の白人比率の方が高く、白人の方が合格しやすい傾向があるといえる。ただし、白人以外の民族的背景をもつ者も一定数 LPC に入学していたといえる。障害の有無に関しては、2021 年度の入学者のうち 8%の者が障がい者であることを申告している。障害の内訳では、ディスレクシア（読字障害）、メンタルヘルスに関する障害、視覚障害が多い。

LPC の授業料に関して、2021 年度は 24%の学生がソリシター事務所に代わりに支払ってもらっている。優秀な学生は、LPC 開始前に修習契約をソリシター事務所と締結し、学費をソリシター事務所が負担する形で学ぶことができる。対象となりやすいのは、大学ランキング上位に選ばれる大学で法学部の学士号を取得した者、大学の学位の成績が優れている者などである。優秀な若手ソリシターを採用するために、学習支援を行ったり、授業料の負担を事務所が行っている。ソリシター事務所に学費を負担してもらうために、早めに修習契約を締結できるかどうかという競争は厳しくなっている。

つまり、ソリシター養成のコースへの進学希望の者、入学者は横ばい傾向であり、法科大学院全体の定員からみると定員を満たしていないところもあるが、有力校では競争環境にある。ソリシター事務所では優秀な学生を早期に囲い込み、高額な LPC の費用を事務所が支払うことで修習契約の締結やその後の採用に結びつけようとしており、大学の成績で優れた結果を残すことが入学者にも求められる環境にある。入学者の多様性に関しては、エスニシティに関して白人以外の割合は高いものの合格率には白人と差がみられるという課題がある。

#### 4.2 修了者の動向

LPC の修了者の動向について、Solicitors Regulation Authority (SRA) による報告書<sup>23)</sup>をもとに検討する。毎年 LPC の入学者が 6,400 人から 7,300 人程度であるのに対し、ソリシターとして LPC を修了後に資格認定される者は、5,500 人程度である。つまり、LPC 入学者のうち、75%から 86%がソリシターの資格を得ていることになり、14%から 25%の LPC 入学者はソリシターの資格を得ることができていない。LPC を 1 年で修了する学生の割合は約 60%であり、2018 年度、2019 年度の入学者は 1 年で修了した者の割合が 58%であった。ストレートで修了する割合は、バリスター養成の BPTC や BTC よりもやや低い。しかし、バリスター養成では、修習契約の締結率が約 43%なのに対し、ソリシターでは LPC の修了生の 75%は修習契約を締結できて最終的に資格取得できる者の割合は高くなっている。ただし、ソリシターにおいても修習契約の締結に関する競争は厳しく、LPC を修了しても修習契約が締結できずにソリシターの資格を得られない者がいることは課題である。

LPC 修了者の属性に注目すると、男性と女性では LPC の修了率に差は生じていない。LPC の入学者の男女比がそのまま反映され、LPC 修了生の女性の割合は毎年 60%以上である。エスニシティに関しては、白人の学生の 65%が LPC を修了しているのに対し、アジア系/アジア系イ

ギリス人の学生は 52%、黒人の学生は 39%と修了率に差がみられた。白人以外の属性を持つ学生が、LPC で優秀な成績を修めることが難しい傾向にあり、修了率にも大きな差が生じている点は課題である。障害の有無に関しては、17%の学生が障害があると申告しており、障がい者の 18%が障害によって日々の活動が制限されていると答えている。これらのことから、LPC で学ぶ白人以外の学生や障がい者は、少なからず学習に困難さを感じていることが伺える。ただし、SRA の調査では、エスニシティによる学習のアウトカム之差がなぜ生じるのか、障害を有していることで学習にどのような困難が生じるのかの質的な分析までは十分にできていない<sup>24)</sup>。教育の質を考慮する際には、多様な学習者が適切に学べるように合理的配慮を行う必要があり、LPC においては課題があるといえるだろう。

#### 4-3 SQE 導入後の動向

2021 年度以降、LPC の代わりに導入されたソリシター資格試験の SQE を受験した者の結果と傾向について分析する。2021 年度ソリシター資格試験 (SQE) 年次報告書<sup>25)</sup>によると、2021 年 11 月の SQE1 受験生が 1,073 名、2022 年 4 月の SQE2 受験生が 726 名、2022 年 7 月の SQE1 受験生は 1,829 名であった。SQE1 の合格率はいずれの回も 53%であった。SQE2 の合格率は 77%であった。2021 年 11 月に SQE1 に合格し、2022 年 4 月に SQE2 を受験した受験者 341 名のうち、302 名 (89%) が合格した。SQE1 に合格する力のある者は、SQE2 も合格しやすい傾向が伺える。ただし、SQE1 の合格率が 55%ということは、ある程度の難易度を有するソリシター資格試験になっていると考えられる。

受験生の属性で見ると、男性よりも女性の受験生の方が多い。これは LPC の時と変わらない傾向である。SQE1 の合格率は、男性が 57%、女性が 51%と男性の方が高かった。ただし、SQE2 の合格率は男性 75%、女性 79%と大きな差はない。エスニシティに関しては、白人の合格率が SQE1 で 63%、SQE2 で 85%と顕著に高い。アジア系では、SQE1 の合格率が 48%、SQE2 の合格率が 72%と白人よりも低く、黒人の合格率も白人よりも低い。ソリシターの多様性の確保のために、ソリシター資格試験 SQE を導入し、多様なエスニシティの背景を持つ者がソリシターの資格を取得できる道を開こうとするものであるが、現状では白人以外の合格率は低い傾向にある。これは LPC を廃止して、ソリシター資格試験の SQE による資格認定が、ただちに多様性の確保や資格取得のアクセスを改善するものではないと考えられる。受験している者の能力や質などにそもそも差があることも考えられるが、公正な試験となり、多様な社会的背景を有する者がソリシターの資格を得られるようになっていくかは今後も模索すべき課題であろう。

## 5 おわりに

イギリスの法科大学院の特徴は、法学部卒業後の職業的段階としてバリスター養成の BPTC、ソリシター養成の LPC を高等教育機関に設けることで拡大し、法曹団体の影響を強く受けなが

ら実務家教員による実務的な教育を展開してきたことにある。法曹団体の養成機関や営利機関が高額な学費を設定しながらバリスター養成、ソリシター養成の中心的な役割を果たしてきた。近年の動向で揺れているのは、高額な学費を払い、BPTCやLPCを修了したにも関わらず、弁護士事務所との修習契約が締結できずに法曹資格を得られない者が一定数いることである。特にソリシターよりもバリスターでその傾向は顕著である。これは法曹養成を行う専門機関としての法科大学院の位置づけや意義を問う問題であり、日本にも共通する課題である。日本では、法科大学院修了後の司法試験合格率の低さがアウトカムとして課題になるのに対して、イギリスでは法科大学院修了後の修習契約の締結が課題になっている。高度専門職養成を担う法科大学院として、専門職に必要な知識や技能、態度の育成については高い水準が求められる一方で、法科大学院を修了したのにもかかわらず法曹資格を得られない者が一定数生まれてしまう構造は、法曹を目指す者のキャリアを不透明なものにしてしまう。専門職養成に力を入れれば、期間も費用もかかるものになりがちであるが、一方で高すぎるハードルはそもそも資格取得を目指す層を限られた者に限定してしまいがちである。

イギリスではこの資格取得のアクセスしやすさや多様性の確保が議論されてきた。性別、年齢、エスニシティ、社会的背景、障がいの有無などの多様な背景を持つ者が実際にバリスターやソリシターの資格取得を可能になっているかを法曹団体がチェックしている。この点は、日本ではまだ議論が十分になされていない点である。日本の法科大学院の未修者コースは、法学部以外の多様な背景を持つ者が法曹になれるように設計されたものであるが、修了率の低さや司法試験の合格率の低さが課題になっている。法科大学院を廃止し、司法試験のみにした方が、年齢や多様な職業の者が受験しやすく多様性を確保できるのではないかという議論もなされている。ソリシター養成がSQEによる資格試験の重視に舵をきったのと共通する観点ともいえるが、必ずしも法科大学院による教育が時間と費用がかかるからと手放すことが多様性の確保につながるというのではないだろう。SQEの導入によって、多様性の確保が急に改善したわけではないことはイギリスの動向からも伺える。これまでの養成のあり方や資格試験のあり方をも見直しながら、奨学金などの援助や学習支援、合理的配慮などを行いながら、多様な社会的背景の者が学びやすくなるように積極的に働きかけていく必要があるだろう。そのためには、日本においても法曹資格取得者の多様性がどこまで確保されているか、資格審査のアクセスのしやすさやハードルに課題がないかなど、データをもとに検証していく姿勢が求められると考える。

イギリスではバリスターとソリシターの法曹人口が増加しながらも、公的セクターや企業内弁護士として活躍する者が増え、法曹志望者も一定数を保っている状況がある。その競争的状況を保ちつつ、資格取得に関する障害と向き合いながら志願者の多様性を確保し、専門職性を身につけさせようと試みてきている。法科大学院の入学時と修了後の適正な競争は、大学と法科大学院でよい成績を修めることを求める力にもなっている。ただしその競争は、一部の属性

の者を優遇しがちで多様性を損なう恐れも含んでいる点に注意が必要である。法科大学院はそのような専門職性と多様性の確保のバランスをいかに保ち、質を高めていくかが今後一層問われてくるといえるだろう。

※本研究は JSPS 科研費 20K23871 の助成を受けたものです。

## <注>

- 1) イングランドとウェールズのことを指す。スコットランドとアイルランドは別個の弁護士制度を持っており、法曹の制度も養成制度も異なるためである。
- 2) 日本では法廷弁護士、上級弁護士などと訳されることがあるが、職務内容と役割を鑑み、バリスターが法廷以外の職務もあること、ソリシターと上下関係にあるわけではないことから、本稿ではバリスターとする。主には、法廷での裁判に関する実務を担う。職務内容などの詳細については、拙著「イギリスにおける法曹養成制度改革と現段階」『現代社会文化研究』、74、2022 年、pp.1-18 を参照。
- 3) 日本では事務弁護士、下級弁護士などと訳されることがあるが、職務内容と役割を鑑み、ソリシターが法廷での職務もあること、バリスターと上下関係にあるわけではないことから、本稿ではソリシターとする。主な職務は契約書や法律文書の作成、金融や企業間の取引支援、市民の様々な法的トラブルの解決を担う。詳しくは、拙著、前掲論文、pp.1-18 を参照。
- 4) 田中正弘「<論説>イギリスにおける法曹主体の法曹養成：法科大学院の発展経緯に着目して」『筑波ロー・ジャーナル』、19、2015 年、pp.1-23。
- 5) Webley, L., Tomlinson, J., Muzio, D., Sommerlad, H., & Duff, L. “Access to a Career in the Legal Profession in England and Wales”. *Diversity in Practice: Race, Gender, and Class in Legal and Professional Careers*, Cambridge University, 2016, 198-225.
- 6) アメリカ国外の法曹を対象とした 1 年課程の LLM を取得するコースもある。
- 7) 田中、前掲論文、pp.1-23。
- 8) 同論文、pp.1-23。
- 9) 2012 年に University of Law に改称。
- 10) 田中、前掲論文、pp.1-23。
- 11) 同論文、pp.1-23。
- 12) 新大学とは、New or post 1992 universities のことを指す。ポリテクニクが「1988 年教育改革法」(Education Reform Act 1988) によって自立自営の法人格を与えられ、「1992 年継続・高等教育法」(Further and Higher Education Act 1992) の施行で大学に昇格することになった。詳しくは、秦由美子「イギリスの大学の管理運営と組織文化」『教育学研究』、76(2)、2009、pp.50-64。
- 13) Boon Andrew, and Webb Julian, “Legal Education and Training in England and Wales : Back to the future? ”, *Journal of Legal Education*, 58(1), pp.79-118.
- 14) 田中、前掲論文、pp.1-23。
- 15) 各法科大学院の web サイトをもとに筆者が作成している。ただし、フルタイムの学生定員に関しては、田中、前掲論文、pp.1-23 を参照している。
- 16) The Bar Standard Board “BPTC Key Statistics Report 2021”  
<https://www.barstandardsboard.org.uk/resources/bptc-key-statistics-report-2021---all-parts-pdf.html> (最終参照日：2023 年 9 月 19 日)
- 17) イギリスの学位に関して、詳しくは文部科学省「英国における学位水準基標」を参照。  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/41/041\\_1/attach/1291607.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/41/041_1/attach/1291607.htm) (最終参照日：2023 年 9 月 18 日)
- 18) The Bar Standard Board “BPTC Key Statistics Report 2021”  
<https://www.barstandardsboard.org.uk/resources/bptc-key-statistics-report-2021---all-parts-pdf.html> (最終参照日：2023 年 9 月 19 日)
- 19) 文部科学省「令和 4 年度法科大学院関係状況調査」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houka/mext\\_00004.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/mext_00004.html) (最終参照日：2023 年 9 月 18 日)
- 20) 2014～2018 年度に入学した英国/EU 在住の BPTC 修了生が対象。
- 21) 法務省「令和 4 年司法試験の結果について」

イギリスにおける法科大学院の全国的動向と入学者（種村文孝）

[https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08\\_00092.html](https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00092.html)（最終参照日：2023年9月18日）

22) Law Central Applications Board “Annual statistical report 2021”

<https://www.lawcabs.ac.uk/sites/default/files/2022-05/CAB%20Annual%20Statistical%20Report%202021.pdf>  
（最終参照日：2023年9月19日）

23) Solicitors Regulation Authority “Education and training authorisation and monitoring activity September 2019 – August 2020”

<https://www.sra.org.uk/globalassets/documents/sra/research/authorisation-and-monitoring-report-2019-20.pdf?version=4af4e2>（最終参照日：2023年9月18日）

24) Solicitors Regulation Authority “Education and training authorisation and monitoring activity September 2019 – August 2020”

<https://www.sra.org.uk/globalassets/documents/sra/research/authorisation-and-monitoring-report-2019-20.pdf?version=4af4e2>（最終参照日：2023年9月18日）

25) Solicitors Regulation Authority “Solicitors Qualifying Examination Annual Report 2021/22”

<https://sqe.sra.org.uk/docs/default-source/pdfs/reports/sqe-annual-report-2022.pdf>（最終参照日：2023年9月18日）

主指導教員（渡邊洋子教授）、副指導教員（吉田正之教授・雲尾周教授）